

融資の利用資格について

○原則、市内に事業所又は営業所を有する中小企業者等（下表）で、市内での事業実績が1年以上あること。ただし、以下の制度を除く。

- ・事業実績6箇月以上：小規模企業おうえん資金（限度額500万円以内）、あんしん借換資金セーフティネット枠（無担保無保証人を除く）・危機関連枠一般資金、災害対策緊急資金、創業（開業）・経営承継支援資金（経営承継借換型）
- ・事業実績を問わない（※）：創業（開業）・経営承継支援資金（経営承継借換型、承継無保証人型及び承継無保証人借換型を除く）SDGs推進サポート資金、京都市関連認定制度資金

※ただし、融資対象者要件となる認定制度で、事業実績が必要とされる場合がある。

○京都信用保証協会の保証対象業種であること。（例：金融業の一部、農林漁業（一部を除く）、純享乐的風俗営業などは対象外）

○税の滞納がないこと。

○営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可等を受けていること。

○手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けていないこと。

○手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能となった場合、その日から6箇月以上経過していること。

○保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。

○保証協会の保証付き借入金の返済が延滞していないこと及びその連帯保証人でないこと。

●中小企業者及び小規模企業者の範囲

（中小企業者は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかの要件が該当していれば可）

区 分		中小企業者		小規模企業者
		資本金	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運送業等		3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業		1億円以下	100人以下	5人以下 （注）宿泊業、娯楽業は20人以下
小 売 業		5,000万円以下	50人以下	
サービス業		5,000万円以下	100人以下	
医業を主たる事業とする法人		－	300人以下	20人以下
特 例	ゴム製品製造業（一部を除く）	3億円以下	900人以下	20人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
	旅館業	5,000万円以下	200人以下	

対象要件等		
制度名（区分）		対象要件
一般資金	経営力向上	「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けていること
	協調支援型	取扱金融機関からの独自融資での借入を同時に受けること等
あんしん借換資金	緊急枠	①最近3箇月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少、②原油価格の上昇により仕入価格が20%以上上昇し、製品等価格に転嫁できていない、③最近3箇月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰し、かつ経営状況が悪化、④借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれること
	SN枠	セーフティネット保証に係る市町村長の認定を受けること
災害対策緊急資金		自然災害により被害を受け、市町村長の発行する「り災証明書」等を受けること
創業（開業）・経営承継支援資金	創業（開業）及び創業無保証人型※限度額拡大時	市内で新たに創業・分社化する場合（※以下のいずれかを満たす場合には、融資限度額を拡充） ①京都府又は京都市指定セミナー修了、②商工会議所・商工会の経営支援 ③京都府又は京都市指定インキュベート施設等入居、④取扱金融機関からの独自融資での借入が決定 ⑤京都信用保証協会の伴走支援、⑥認定特定創業支援等事業による支援
	経営承継	【一般型】都道府県知事の認定 【支援型】①京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援、②京都府事業承継・引継ぎ支援センターの支援 ③取扱金融機関からの独自融資での借入が決定、④京都信用保証協会による伴走支援 【借換型】経営承継計画の策定及び着手
	承継無保証人型	経営承継を3年以内に実施済（又は予定）であり、一定の財務要件を満たすこと
	承継無保証人借換型	都道府県知事の認定を受け、経営承継に係る借換を実施する場合
	脱炭素経営促進資金	脱炭素化に係る取組を実施することについて京都市長の確認を受けること
独自制度京都市	SDGs推進サポート資金	きょうとSDGsネットワークにおける所定の制度（【R7年4月時点】これからの1000年を紡ぐ企業認定）の認定
	京都市関連認定制度資金	①京都市ベンチャー企業目利き委員会のAランク認定、②オスカー認定 ③知恵創出“目の輝き”企業認定、④これからの1000年を紡ぐ企業認定 ⑤京都市伝統産業設備改修等補助金の交付決定、⑥京都市スタートアップ支援ファンドの投資企業
	京都市企業立地促進資金	市内に本社・工場・開発拠点又は研究所を新増設（製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業）される方
地域産業振興特区資金		京都市の総合特区支援利子補給金支援対象事業者確認書の発行
和装産業取引改善等特別資金		和装関連卸売業者及び西陣・友禅等の和装関連製造業者の方で、和装業界の取引関係の正常化・構造改善等に取り組む方
雇用・環境経営促進金利優遇制度		①非正規雇用労働者の正規雇用への転換、②障害者を常用労働者として雇用 ③福利厚生施設等の労働環境の整備、④障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備 ⑤基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者の認定、⑥「京都わかもの自立応援企業」認証 ⑦「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定、⑧「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定 ⑨「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証、⑩「O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業」認定 ⑪消防団協力事業所の認定、⑫ISO14001認証取得、⑬KESの審査登録 ⑭「エコ京都21（地球温暖化防止部門）」認定（チャレンジ登録除く） ⑮京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者で、環境配慮企業として知事の確認を受けること ⑯京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること
保証料率優遇制度（応援隊割引）		商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21による事前支援及び事後支援を受けること（3年間）

令和7年度

京都市中小企業金融のしおり



本しおりに掲載しているもの以外にも各種融資制度がございます。詳しくは、

京都市 中小企業融資

京都市産業観光局地域企業振興室のホームページを御覧ください。

京都市では、物価高騰等の影響を受けている事業者の皆様へ、融資制度以外に様々な支援制度を実施しています。詳しくは、

京都市 事業者向け支援制度

ホームページを御覧ください。

～申込受付・相談窓口～

■ 申込受付・相談窓口（取扱金融機関）

- | | | | |
|-----------|---------|----------|-----------|
| ・京都銀行 | ・南都銀行 | ・滋賀銀行 | ・関西みらい銀行 |
| ・福邦銀行 | ・池田泉州銀行 | ・京都信用金庫 | ・京都中央信用金庫 |
| ・近畿産業信用組合 | ・京滋信用組合 | ・三菱UFJ銀行 | ・みずほ銀行 |
| ・商工組合中央金庫 | | | |

※制度によっては、取扱金融機関が限定されるものがあります。

■ 次の窓口でも御相談いただくことができます。

●セーフティネット保証認定相談窓口	<開館日・時間> 月曜日～金曜日（祝日除く）9時～17時 <所在地・連絡先> 〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター7階（京都商工会議所 中小企業支援部内） TEL 075-341-9791 FAX 075-341-9798
●京都商工会議所各ビジネスサポートデスク	ビジネスサポートデスク（上京区・中京区・下京区・東山区・山科区） TEL 075-341-9790 洛北ビジネスサポートデスク（北区・左京区） TEL 075-701-0349 洛西ビジネスサポートデスク（右京区・西京区） TEL 075-314-8771 洛南ビジネスサポートデスク（南区・伏見区） TEL 075-611-7085
●京都信用保証協会	<所在地・連絡先> 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階 TEL 075-354-1011 〔京都信用保証協会は、中小企業者・組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって、資金の借入を容易にすることを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。〕

※御利用に当たっては、金融機関及び京都信用保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

～京都市中小企業融資制度一覧～（京都市・京都府協調融資制度）

※本紙には京都市・京都府協調融資制度のうち、主なものを記載しています。このほかにも様々な融資制度を御用意していますので詳しくは表紙記載の「申込受付・相談窓口」又は京都市産業観光局地域企業振興室までお問合せください。（令和7年4月1日現在）

【事業成長・持続支援融資】 ～一般的な事業資金（長期・固定金利）を希望される方～

対象者	資金名	区分等	金利（※1）	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	保証料率(年率)（※2）	
一般的な 事業資金を 希望される方	一般資金	①市内で事業を実施している場合	金融機関 所定金利 (※3)	運転資金 設備資金	10年以内 （ 1年以内 ③は設備 資金の場合 3年以内 ）	①有担保2億円、無担保8,000万円	①0.35%～1.85%	保証料率優遇制度(※4)の対象 0.1%又は0.2%引下げ
		②「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けている場合				②【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	②0.7%(一律)	
		③取扱金融機関からの独自融資での借入を同時に受ける場合等				③有担保2億円、無担保8,000万円	③0.23%～1.43%	

【セーフティネット融資】 ～小規模企業や経営改善に取り組んでおられる方、物価高騰の影響や災害等の被害を受けられた方～

小規模企業 の方(※5)	小規模企業 おうえん資金	①ベース枠(無担保無保証人)	1.2%	運転資金 設備資金	10年以内 (6箇月以内)	2,000万円	事業実績が 6箇月以上1年未満の場合 ①と②の合計で500万円まで	0.5%～1.8%	保証料率優遇制度(※4)の対象 0.2%又は0.3%引下げ
		②ステップアップ枠(無担保)	1.7% (※3)			2,000万円		0.45%～1.65%	
売上高等が減少 している方等	あんしん借換資金	緊急枠 (売上減少・原材料費高騰など)	1.8%	運転資金 設備資金	10年以内 (2年以内)	有担保2億円、無担保8,000万円	セーフティネット枠【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	0.35%～1.7%	保証料率優遇制度(※4)の対象 0.1%又は0.2%引下げ
		セーフティネット枠(※6) (セーフティネット保証が適用される場合)	新規1.2% 借換1.8%					0.75%、0.9%	
災害復旧等に 資金が必要な方	災害対策緊急資金	市町村長の発行する「り災(被災)証明書」等を受けた方	0.9%	運転資金 設備資金	10年以内 (2年以内)	有担保2億円、無担保8,000万円		0.35%～1.6%	

【政策支援融資】 ～創業や経営承継、脱炭素経営への転換やSDGs推進などを考えておられる方～

創業や事業転換、 経営承継を行う方	創業(開業)・ 経営承継支援資金	創業(開業) (1)市内で新たに創業・分社化する場合 【創業(開業)型】 (2)経営者保証なしでの借入を希望する場合 【創業無保証人型】	1.2% (※7) (6)は 「金融機関 所定金利」	運転資金 設備資金	10年以内 (6)は 20年以内 (2年以内) (2)は一定 条件下で 3年以内	(1)①1,500万円又は②3,500万円* (2)①1,500万円又は②3,500万円* *②は一定条件を満たす場合(※7) *限度額は(1)(2)合わせて3,500万	(1)は0.5%(一律) (2)は0.7%(一律)
		事業転換・多角化 (3)事業転換や多角化を実施する場合				(3)2,000万円	0.35%～1.65%
		経営承継 (4)都道府県知事の認定を受け、事業用資産等を取得する場合【一般型】 (5)経営支援等を受け、経営承継する場合【支援型】 (6)経営承継計画を作成し、当該計画に実際に着手している場合【借換型】 (7)経営承継を3年以内に実施済(又は予定)であり、一定の財務要件を満たす場合【承継無保証人型】 (8)都道府県知事の認定を受け、経営承継に係る借換を実施する場合【承継無保証人借換型】				(4)【別枠】(※8) 有担保2億円、無担保8,000万円 (5)有担保2億円、無担保8,000万円(※7) (6)2億8,000万円 (7)有担保2億円、無担保8,000万円 (8)【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	0.35%～1.65% (6)は0.35%～1.7% (7)、(8)は0.0%～0.95%
脱炭素経営への 転換を図る方	脱炭素経営促進資金	脱炭素化に係る取組を実施することについて京都市長の確認を受けた方	1.4%以内 (※3)	設備資金	15年以内 (2年以内)	有担保2億円、無担保8,000万円	0.25%～1.7%
SDGsの達成 に資する取組を 推進する方	京都市独自 SDGs推進 サポート資金	きょうとSDGsネットワークにおいて定める各種制度の認定を受けた方	1.1%	運転資金 設備資金	10年以内 (2年以内)	2億円 (うち運転資金は8,000万円)	0.2%～1.6%

※1 金利はいずれも固定金利です(ただし、創業(開業)・経営承継支援資金の(6)についてはこの限りではない)。
※2 保証料率を0.25%又は0.45%上乘せし、経営者保証を提供しないことが可能です(無担保保険のみ。対象要件あり)。
※3 金利優遇制度対象(年0.2%引下げ。非正規雇用労働者の正規雇用化を図る場合や、ISO14001認証取得企業などが対象となります。)
※4 応援隊割引。商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21(中小企業応援隊)の経営支援を受ける場合、保証料率を引下げ(保証料率の引下げが最大となるのは、保証協会による会計参与を設置している会社に対する保証料割引と併用した場合)。

※5 従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))又は5人)以下の中小企業(事業協同小組合等の組合やNPO法人も対象)
※6 セーフティネット保証に係る市町村長の認定を受けていただく必要があります。
※7 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している場合は、金融機関所定金利(固定)、融資限度額は独自融資での借入額の範囲内となります。
※8 都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人及び経営を承継しようとする事業を営んでいない個人への融資は、一般枠での御利用となります。